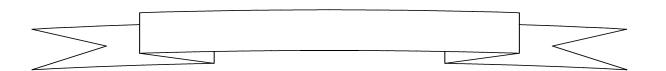
# 会計検査院

情報公開 · 個人情報保護審查会 年報



# 目 次

			頁
Ι	糸	且織の概要	
	1	設置と役割	1
	2	委員について	2
	3	調査権限及び審議の流れ	3
	4	情報の提供について	6
П	되	区成23年度の運営状況	
	1	審査会の開催実績	7
	2	諮問事件の処理状況	9
	3	答申	1 0
	_	平成23年(情)諮問第2号	1 1
	_	平成23年(個)諮問第2号	1 4
Ш		<b>資料編</b>	
	1	会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況	1 7
	2	不服申立て、裁決及び訴訟の状況	23
	3	委員の推移	2.6

# I 組織の概要

## 1 設置と役割

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」と略称します。)に基づいて会計検査院長(\*)が行った行政文書の開示決定等や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。)に基づいて会計検査院長(\*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に不服のある人は、その取消し又は変更を求めて不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた会計検査院長は、原則として、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」と略称します。)に諮問し、審査会の答申を踏まえて裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての 不服申立ての審査に当たって第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観 的で合理的な解決を図ることを目的として設置されています(会計検査院法第19 条の2第1項)。

そして、審査会は、上記の目的を果たすため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下「準用審査会設置法」と略称します。)等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。なお、一般の行政機関等については、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(\*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関個人情報保護法等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

## 2 委員について

## (1)任命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

## (2)任期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

### (3)義務

委員には、次のような義務があります。

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- ② 在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

#### (4) 平成23年度の委員

会 長 小木曽 国 隆		公証人
会長代理	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委員	大 塚 成 男	千葉大学法経学部教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名:22年4月21日

## 3 調査権限及び審議の流れ

### (1) 審査会の調査権限

#### ① インカメラ審理

原処分庁(会計検査院長から委任を受けた事務総長)が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定に係る行政文書等について 提示を求めて見分すること(インカメラ審理)ができるとされており、諮問庁(会 計検査院長)は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならな いとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切 に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に 提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対し て当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています(準用審査会設置 法第9条第1項及び第2項)。

審査会は、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

#### ② ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような不服申立事件については、不開示等とされた文書又は情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類(一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。)を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、不服申立事件の概要と争点を明確にし、不開示(特に部分的な不開示)等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています(準用審査会設置法第9条第3項)。

#### ③ その他の調査権限

審査会は、不服申立人、参加人(不服申立てに参加することを認められた利害関係人)又は諮問庁(以下、これらを合わせて「不服申立人等」という。)に対し、 意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述さ せたり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされてい ます(準用審査会設置法第9条第4項)。

審査会は、調査審議を行うに当たって不服申立人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

#### (2) 不服申立人等の権利の保護

#### ① 口頭意見陳述の申立て

不服申立人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならないとされています(準用審査会設置法第10条)。

#### ② 意見書等の提出・閲覧

不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出 しなければなりません(準用審査会設置法第11条)。

また、不服申立人等は、審査会に対し、他の当事者が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています(準用審査会設置法第13条)。これは、不服申立ての当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、審査会は、意見書等の閲覧を認める場合、調査審議の効率化、争点の明確 化等の観点から、原則として、閲覧に供することに代えてその写しを交付すること としています。

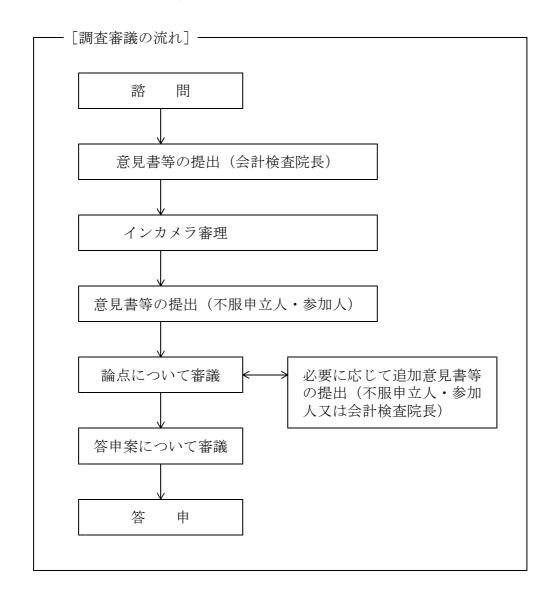
#### (3) 指名委員による調査

インカメラ審理、口頭意見陳述の聴取等は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています(準用審査会設置法第12条)。この規定により、遠方に居住する不服申立人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会に報告して委員全員で審議するなどということもできることになっています。

## (4) 基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会は、前記のようなインカメラ審理等の 調査権限に基づいて行う調査や不服申立人等からの意見書等の提出・説明等によ り、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続の基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の 諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なります。



# 4 情報の提供について

審査会は、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の 処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。 これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	公表 内容	公表時期	公 表 方 法
開催記録	会議の開催日時、場所、出 席委員、議事の項目、その 他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
答申	準用審査会設置法第16条 の規定により公表すること とされている答申の内容	答申後	報道機関への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
年 報	会議の開催実績、諮問の処 理状況、年度内に行われた 答申の内容等の活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の 情報公開・個人情報保護窓口へ の備置き及び会計検査院のウェ ブサイト(※)に掲載

(※) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

http://www.jbaudit.go.jp/

# Ⅱ 平成23年度の運営状況

## 1 審査会の開催実績

平成23年度の開催回数は6回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

## 表 1 審査会の開催実績

	開催日	主な議事内容
第107回	平成23年 8月25日	1. 平成23年(情) 諮問第2号 [会計検査院情報公開審査会の席上、審査請求人が過去に口頭意見陳述を行った実績の分かる文書の不開示決定に関する件] … 諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法規課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議 2. 平成23年(個)諮問第2号 [本人の行った口頭意見陳述がどのように活用されたか分かる文書に記載された保有個人情報の不開示決定に関する件] … 諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法規課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
第108回	10月 6日	1. 平成23年(情)諮問第1号 [特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助事業に係る平成17年度分会計実地検査調書(第3号様式)等の一部開示決定に関する件]… 諮問庁の職員(会計検査院第3局環境検査課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議 2. 平成23年(個)諮問第1号 [特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助事業に係る平成17年度分会計実地検査調書(第3号様式)等に記載された本人に係る保有個人情報の不開示決定(存否応答拒否)に関する件]… 諮問庁の職員(会計検査院第3局環境検査課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議 3. 平成23年(情)諮問第2号 … 審議 4. 平成23年(個)諮問第2号 … 審議
第109回	11月10日	1. 平成23年(情) 諮問第2号 … 審議 2. 平成23年(個) 諮問第2号 … 審議 3. 平成23年(情) 諮問第3号 〔会計検査院情報公開審査会及び会計検査院情報公開・個人情報保護審査会における初代から現行までの各委員の就任経緯等に関する文書の不開示決定に関する件〕… 審議 4. 平成23年(情) 諮問第1号 … 審議 5. 平成23年(個) 諮問第1号 … 審議

第110回	12月15日	1. 平成23年(情)諮問第1号 … 諮問庁の職員(会計検査院 第3局環境検査課長ほか)からの口頭意見陳述の聴取及び審議 2. 平成23年(個)諮問第1号 … 諮問庁の職員(会計検査院 第3局環境検査課長ほか)からの口頭意見陳述の聴取及び審議
第111回	平成24年 1月26日	平成23年(情)諮問第3号 … 諮問庁の職員(会計検査院事務 総長官房人事課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の 見分及び審議
第112回	3月 7日	1. 平成 2 3 年 (情) 諮問第 1 号 ··· 審議 2. 平成 2 3 年 (個) 諮問第 1 号 ··· 審議

## 2 諮問事件の処理状況

平成23年度においては、情報公開関係3件、個人情報保護関係2件が審査会に 諮問されました。諮問事件の同年度末現在の処理状況は表2のとおりとなっていま す。

単位:件

単位:件

## 表 2 諮問事件の処理状況

〈情報公開関係〉

諮問件数	23年度 における 答申件数	落 諮問庁の 判断は妥 当でない	<ul><li>申 区</li><li>諮問庁の</li><li>判断は一</li><li>部妥当で</li><li>ない</li></ul>	分 諮問庁の 判断は妥 当	23年 度は 度は 度 度 で で が 件 数	23年 度在現 在中 中 件数
3	1	0	0	1	0	2

## 〈個人情報保護関係〉

諮問件数	23年度における ダ中仏教	答 申 区 分			23年 度にお	23年度末現
	答申件数	諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当	ける取 下げ件 数	在の処 理中の 件数
2	1	0	0	1	0	1

## 3 答申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、不服申立人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容(答申から個人情報等を除いたもの)を公表しています(準用審査会設置法第16条)。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、不服申立てに対する裁決を行います。 会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規 定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを 尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力 をもった理由を対外的に明らかにすることが実際上必要になると考えられます。

審査会は、平成23年度に、表3のとおり、情報公開関係1件、個人情報保護関係1件の答申を行いました。

両答申の内容は11頁以降のとおりとなっています(両答申の掲載頁は表3参照)。

#### 表3 答申の状況等

〈情報公開関係〉

諮問 答申 番号 番号	諮問日 答申日	事件名	答申区分	掲載頁
平成 答申 23年 (情) (情) 第545 諮問 第2号	23. 7. 19	会計検査院情報公開審査 会の席上、審査請求人が 過去に口頭意見陳述を行 った実績の分かる文書の 不開示決定に関する件	諮問庁の 判断は 妥当	11

(参考) 裁決の状況					
裁決日	裁決				
23. 11. 18	申立て 棄却 (答申 と同様)				

#### 〈個人情報保護関係〉

	答申 諮問日	事件名	答申区分	掲載頁
23年 (	答申 23. 7.19 個) 第7号 23.11.11	本人の行った口頭意見陳 述がどのように活用され たか分かる文書に記載さ れた保有個人情報の不開 示決定に関する件	諮問庁の 判断は 妥当	14

(参考) 裁決の状況					
裁決日	裁決				
23. 11. 18	申立て 棄却 (答申 と同様)				

諮問番号:平成23年(情)諮問第2号

事 件 名:会計検査院情報公開審査会の席上、審査請求人が過去に口頭意見陳

述を行った実績の分かる文書の不開示決定に関する件

諮問日:平成23年 7月19日

答申番号:答申(情)第54号

答申日:平成23年11月11日

#### 答申書

#### 第1 審査会の結論

会計検査院情報公開審査会の席上、審査請求人が過去に口頭意見陳述を 行った実績の分かる文書について、開示請求に形式上の不備があることを 理由に不開示とした決定は妥当である。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成23年6月2日付け230普第148号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書による と、「行政不服審査法25条により口頭による意見陳述します」などの記 載があるが、具体的な理由は不明である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

審査請求人は、処分庁に対し、平成23年4月28日付けで開示請求を 行った。

しかし、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容は、個別の行政文書名が記載されたものではなく、本件開示請求に係る文書を具体的に特定するには疑義が生じるものであり、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、 情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し23年5月11 日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、次の①ないし③のとおり開示請求書の補正の求めを行った。

- ① 開示請求書に記載された内容からみて審査請求人が知りたい情報は、会計検査院ホームページに掲載されている情報とも考えられ、当該情報は一般に公開されている情報なので開示請求をするまでもなく入手が可能であるので、開示請求を取り下げる場合は連絡すること。また、本件開示請求を維持する場合、開示請求に係る文書を特定するためには請求件名に当該所要の補正が必要であり、この補正内容に同意した場合には行政文書ファイル4件分を特定することとなることから1,200円分相当の収入印紙を納付すること。
- ② 開示請求書の「開示請求手数料」欄には、「単なる苦情である可能性 もあるので文書特定後支払を行う」と判読できる記載事項があるが、当 該部分に取消し線と思われる線が引かれていることから、この記載は本 件開示請求には関係ないものとして整理することとするが、関係すると いうことであれば連絡すること。
- ③ 開示請求書には、開示請求手数料の納付がないことから形式上の不備が見受けられ、情報公開請求をするには、開示請求する行政文書1件につき300円の手数料が必要であるため、①にあるように本件開示請求を維持する場合には開示請求手数料として1,200円分相当の収入印紙を納付すること。

そして、処分庁は、審査請求人に対し、指定の期日までに開示請求手数料未納という形式上の不備が補正されない場合には、①及び②の事項に回答があったとしても情報公開法第9条第2項の規定により不開示決定を行う予定である旨を伝えている。

しかし、処分庁の指定した期日までに、上記補正の求めに対する審査請求人からの回答及び開示請求手数料の納付はなかった。

このため、処分庁は、審査請求人は本件開示請求を取り下げる意思がなく、補正の求めに応じる意思もないものと判断し、開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った(平成23年6月2日付け230普第148号)。

#### 2 諮問庁の所見

以上のとおり、本件開示請求には形式上の不備があるとして不開示とした本件開示請求に係る処分は適法かつ妥当なものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成23年 7月19日 諮問書の収受
- ② 同年 8月12日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 8月25日 諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法規課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 8月29日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年10月 6日 審議
- ⑥ 同年11月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに 当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。し かし、当審査会において、処分庁宛てに送付された開示請求書について確 認したところ、開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処 分庁による収入印紙の納付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じ ていない。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は 妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の納付等を内容とする補正の求めを行っており、これは情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を 左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として 不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開·個人情報保護審査会

委員小木曽国隆委員早坂禧子委員大塚成男

諮問番号:平成23年(個)諮問第2号

事 件 名:本人の行った口頭意見陳述がどのように活用されたか分かる文書に

記載された保有個人情報の不開示決定に関する件

諮問日:平成23年 7月19日

答申番号:答申(個)第7号

答申日:平成23年11月11日

#### 答申書

#### 第1 審査会の結論

本人の行った口頭意見陳述がどのように活用されたか分かる文書に記載された保有個人情報について、開示請求に形式上の不備があることを理由 に不開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。)第12条第1項の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成23年6月2日付け230普第149号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書による と、「行政不服審査法25条により口頭による意見陳述をします」などの 記載があるが、具体的な理由は不明である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

審査請求人は、処分庁に対し、平成23年4月28日付けで開示請求を 行った。

しかし、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された 内容は、本件開示請求に係る保有個人情報を具体的に特定するには疑義が 生じるものであり、また、個人情報保護法第26条第1項に規定する手数 料(以下「手数料」という。)相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、個人情報保護法第13条第3項の規定により、審査請求人に対し23年5月11日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、次の①及び②のとお

り開示請求書の補正の求めを行った。

- ① 開示請求書には手数料の納付がないことから形式上の不備が見受けられ、保有個人情報の開示請求をするには、開示請求する保有個人情報が含まれる行政文書1件につき300円の収入印紙の貼付が必要であるため、収入印紙を納付すること。また、開示請求を取り下げる場合には連絡すること。
- ② 開示請求書に記載されている「先の僕の口頭による意見陳述」とは、 平成23年3月24日に会計検査院庁舎内で実施した行政文書の不開示 決定に係る口頭意見陳述のことでよいか、よければ開示請求書をそのよ うに補正することについて同意すること。

そして、処分庁は、審査請求人に対し、指定の期日までに手数料未納という形式上の不備が補正されない場合には、②の事項に回答があったとしても個人情報保護法第18条第2項の規定により不開示決定を行う予定である旨を伝えている。

しかし、処分庁の指定した期日までに、上記補正の求めに対する審査請求人からの回答及び手数料の納付はなかった。

このため、処分庁は、審査請求人は本件開示請求を取り下げる意思がなく、補正の求めに応じる意思もないものと判断し、手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った(平成23年6月2日付け230普第149号)。

#### 2 諮問庁の所見

以上のとおり、本件開示請求には形式上の不備があるとして開示をしない旨の決定を行った本件開示請求に係る処分は適法かつ妥当なものである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成23年 7月19日 諮問書の収受
- ② 同年 8月12日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 8月25日 諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法 規課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審

議

- ④ 同年 8月29日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年10月 6日 審議
- ⑥ 同年11月10日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

#### 1 処分の妥当性について

個人情報保護法第26条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、 当審査会において、処分庁宛てに送付された開示請求書について確認した ところ、手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入 印紙の納付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は 妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて手数料の納付等を 内容とする補正の求めを行っており、これは個人情報保護法第13条第3 項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を 左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として 不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開·個人情報保護審査会

 委員
 小木曽
 国
 隆

 委員
 早
 坂
 禧
 子

 委員
 大
 塚
 成
 男

# Ⅲ資料編

## 1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

## 表 1 開示請求等の受付等の件数

〈情報公開関係〉

単位:件

年 度	開示請求	移送受	計
平成13年度	2 1 5	7	2 2 2
平成14年度	5 5	6	6 1
平成15年度	5 3	5	5 8
平成16年度	1 0 8	6	1 1 4
平成17年度	6 7	9	7 6
平成18年度	7 1	1 2	8 3
平成19年度	2 6	1 7	4 3
平成20年度	4 6	1 0	5 6
平成21年度	2 7	1 0	3 7
平成22年度	1 6	4	2 0
平成23年度	4 0	2	4 2

<sup>(</sup>注) 開示請求手数料300円(オンライン請求の場合は200円)が納付された1 事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、 請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った 事案も1件として取り扱う。

#### (参考) 上記表の平成23年度月別内訳

月	開示請求	移送受	計
平成23年4月	6	0	6
5月	1	0	1
6月	8	1	9
7月	0	О	0
8月	0	1	1
9月	0	0	0
10月	3	0	3
11月	1 1	O	1 1
12月	0	О	0
平成24年1月	4	0	4
2月	7	0	7
3月	0	0	0

## 〈個人情報保護関係〉

単位:件

年 度	開示請求	移送受	計
平成17年度	0	0	0
平成18年度	0	0	0
平成19年度	3 2	0	3 2
平成20年度	2	0	2
平成21年度	4	0	4
平成22年度	1 7	0	1 7
平成23年度	2	0	2

- 1 開示請求手数料300円(オンライン請求の場合は200円)が納付された1事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。
  2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。 (注)

## (参考) 上記表の平成23年度月別内訳

月	開示請求	移送受	計
平成23年4月	2	0	2
5月	0	0	0
6月	О	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	0	0	0
11月	0	0	0
12月	0	О	0
平成24年1月	О	0	0
2月	0	О	0
3月	0	0	0

#### 表 2 開示請求等の処理状況

〈情報公開関係〉 単位:件

年 度	要処理件数	処 理 済	移 送	取下げ	次年度持ち越し
平成13年度	2 2 2	175	4 0	7	0
平成14年度	6 1	5 6	2	0	3
平成15年度	6 1	5 2	8	0	1
平成16年度	1 1 5	8 5	2 3	0	7
平成17年度	8 3	7 5	4	3	1
平成18年度	8 4	6 9	1	0	1 4
平成19年度	5 7	3 9	4	0	1 4
平成20年度	7 0	6 2	7	0	1
平成21年度	3 8	2 8	2	0	8
平成22年度	2 8	2 5	2	0	1
平成23年度	4 3	4 2	1	0	0

<sup>(</sup>注) 1 開示請求手数料300円(オンライン請求の場合は200円)が納付された1事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。2 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

## 〈個人情報保護関係〉

年	度	要処理件数	処 理 済	移 送	取下げ	次年度持ち越し
平成1	7年度	0	0	0	0	0
平成1	8年度	0	0	0	0	0
平成1	9年度	3 2	2 4	0	0	8
平成2	0年度	1 0	1 0	0	0	0
平成2	1年度	4	0	0	0	4
平成2	2年度	2 1	2 1	0	0	0
平成2	3年度	2	2	0	0	0

<sup>(</sup>注) 1 開示請求手数料300円(オンライン請求の場合は200円)が納付された1事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。

- 2 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。 3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

## 表3 開示決定等の件数(決定内容区分別)

〈情報公開関係〉 単位:件

fr the	開示決定		不開示 合 計		部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
年 度	開示	部 分開 示	決定		不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成13年度	7	1 1 3	2 4	1 4 4	1 1 8	2 1	0	0
平成14年度	1 3	2 7	4	4 4	3 1	0	0	0
平成15年度	9	2 6	1 0	4 5	3 3	3	3	0
平成16年度	3	3 5	1 0	4 8	3 6	7	2	0
平成17年度	6	3 0	5	4 1	3 5	0	0	0
平成18年度	5	4 0	6	5 1	4 5	1	0	0
平成19年度	2	1 2	1 4	2 8	2 4	0	0	2
平成20年度	4	1 8	2 6	4 8	2 7	6	3	8
平成21年度	4	9	6	1 9	1 0	4	0	1
平成22年度	2	1 6	7	2 5	1 8	0	0	5
平成23年度	0	1 5	7	2 2	1 7	2	1	2

## (参考) 上記表の平成23年度四半期別内訳

Ш水品	開示決定		不開示	合	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
四半期	開示	部分開示	決定			不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成23年4~6月期	0	3	3		6	3	1	1	1
7~9月期	0	3	2		5	4	0	0	1
10~12月期	0	3	1		4	3	1	0	0
平成24年1~3月期	0	6	1		7	7	0	0	0

<sup>1</sup> 開示 (不開示) 決定通知書 1 枚につき 1 件とする。 2 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は開示決定等の件数の合計とは一致しない場合がある。

## 〈個人情報保護関係〉

単位:件

在 唯	開示決定		不開示	合 計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
年 度	年 度 開 示 朝	部 分開 示	決 定   ロ ロ		不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	4	4	0	0	0	4
平成20年度	0	0	3	3	0	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	6	4	1	1 1	4	1	0	0
平成23年度	0	0	2	2	0	0	1	1

<sup>(</sup>注)1 開示 (不開示) 決定通知書1枚につき1件とする。 2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

## (参考) 上記表の平成23年度四半期別内訳

四半期	開力	示決定	不開示	合	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
	開示	部分開示	決定			不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成23年4~6月期	0	0	2		2	0	0	1	1
7~9月期	0	0	0		0	0	0	0	0
10~12月期	0	0	0		0	0	0	0	0
平成24年1~3月期	0	0	0		0	0	0	0	0

#### 開示決定等の件数(処理期間区分別) 表 4

〈情報公開関係〉 単位:件

年 度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	合 計
平成13年度	1 1 8	2 6	0	1 4 4
平成14年度	3 2	1 1	1	4 4
平成15年度	3 9	4	2	4 5
平成16年度	3 3	7	8	4 8
平成17年度	3 1	1	9	4 1
平成18年度	2 4	1 1	1 6	5 1
平成19年度	1 2	3	1 3	2 8
平成20年度	3 4	1 0	4	4 8
平成21年度	1 5	1	3	1 9
平成22年度	1 3	6	6	2 5
平成23年度	1 6	5	1	2 2

- (注) 1 開示 (不開示) 決定通知書 1 枚につき 1 件とする。 2 「延長 (30日)」欄は、行政機関情報公開法第 10条第 2 項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成 22年度 6 件のうち 1 件は、延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開送がなされなかったものである。
  - 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

## 〈個人情報保護関係〉

年	度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	合 計
平成1	7年度	0	0	0	0
平成1	8年度	0	0	0	0
平成1	9年度	4	0	0	4
平成2	0年度	3	0	0	3
平成2	1年度	0	0	0	0
平成 2	2年度	1 1	0	0	1 1
平成2	3年度	2	0	0	2

- (注) 1 開示 (不開示) 決定通知書 1 枚につき 1 件とする。 2 「延長 (30日)」欄は、行政機関個人情報保護法第 19条第 2 項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。
  - 3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関個人情報保護法第20条に基づく期限の特例規定 を適用した上で、開示決定等を行った件数である。 4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

#### 2 不服申立て、裁決及び訴訟の状況

## 表5 不服申立ての状況

〈情報公開関係〉

単位:件

左 庄	不服申立て		久	. 理	状	兄	
年 度	件 数	却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成13年度	1 0	0	1	0	0	0	9
平成14年度	1 6	0	0	5	0	0	1 1
平成15年度	2 4	0	3	1	0	0	2 0
平成16年度	2 0	0	6	4	0	0	1 0
平成17年度	1 4	4	4	2	0	0	4
平成18年度	1 0	0	3	3	0	0	4
平成19年度	1 0	0	1	0	0	0	9
平成20年度	1 5	0	8	0	0	0	7
平成21年度	8	0	4	4	0	0	0
平成22年度	4	0	1	0	0	3	0
平成23年度	4	0	1	0	0	0	3

- (注) 1
- 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。 処理が未済となっているのは、各年度末において、処理方針・諮問の要否等の検討中、 諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

## 〈個人情報保護関係〉

年度	不服申立て		久	卫 理	状	己	
年度	件 数	却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	0	0	0	4
平成20年度	1 0	4	6	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	0	1	0	0	0	1

- (注) 1
- 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。 処理が未済となっているのは、平成19年度末及び23年度末において、審査会に諮問中 又は裁決の準備中のものである。

## 表6 審査会における処理状況

**〈情報公開関係〉** 単位:件

年 度	諮 問件 数	答申件数	申件数 答 申 区 分			取下げ 件 数	各年度末現在
			諮問庁はな り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	諮判部 の一でい	諮問庁の 判断は妥 当		各末の中数 ・ 数
平成13年度	1 0	1	0	0	1	0	9
平成14年度	1 6	6	0	5	1	0	1 0
平成15年度	1 9	1 1	0	5	6	0	8
平成16年度	8	4	0	0	4	0	4
平成17年度	8	4	0	2	2	0	4
平成18年度	1 0	6	0	3	3	0	4
平成19年度	1 0	3	0	0	3	0	7
平成20年度	1 3	6	0	0	6	0	7
平成21年度	8	8	0	4	4	0	0
平成22年度	4	4	0	0	4	0	0
平成23年度	3	1	0	0	1	0	2

<sup>(</sup>注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

## 〈個人情報保護関係〉

年 度	諮 問件 数	答申件数	答申件数				各年度 末現在
			諮問 問 はな い る 妥 い	諮問所 部 間 の 一でい	諮問庁の判断は妥当	取下げ 件数	各末の中数 の中数
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	2	0	0	2	0	2
平成20年度	4	4	0	0	4	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	1	0	О	1	0	1

<sup>(</sup>注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

#### 表7 不服申立てに対する裁決の状況

**〈情報公開関係〉** 単位:件

年 度 (平成)	裁決の件数	審裁	審査会に諮問しないで 裁決を行ったもの				審査会に裁決を行	上諮問し、 行ったもの	答申を引	受けて
			申立て容	申立て却	その他		申立て棄却	申立て認 容	申立で部容	うちなっ ちなった も なたの
13年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
14年度	5	0	0	0	0	5	0	0	5	0
15年度	4	0	0	0	0	4	3	0	1	0
16年度	1 0	0	0	0	0	1 0	6	0	4	0
17年度	1 0	4	0	4	0	6	4	0	2	0
18年度	6	0	0	0	0	6	3	0	3	0
19年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
20年度	8	0	0	0	0	8	8	0	0	0
21年度	8	0	0	0	0	8	4	0	4	0
22年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
23年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0

- (注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等である。
  - 2 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との 差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に 審査請求が取り下げられたものである。

#### 〈個人情報保護関係〉

単位:件

年 度 (平成)	裁決の件数	審裁	審査会に諮問しないで 裁決を行ったもの				審査会に裁決を行	諮問し、	答申を引	受けて
			申立て認容	申立て却下	その他		申立て棄却	申立て認 容	申立て部容	うちなるた と みたったも の
17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年度	1 0	4	0	4	0	6	6	0	0	0
21年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0

- (注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等である。
  - 2 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との 差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものである。

## 〇 訴訟の状況

情報公開関係、個人情報保護関係とも該当なし

## 3 委員の推移

## 第4期審查会委員(平成22年4月1日~25年3月31日)

会 長	小木曽 国 隆	公証人
会長代理	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学法経学部教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名:22年4月21日

## 第3期審查会委員(平成19年4月1日~22年3月31日)

会 長	小木曽 国 隆	公証人
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名:19年4月23日

## 第2期審查会委員(平成16年4月1日~19年3月31日)

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名:16年4月12日

## 第1期審查会委員(平成13年4月1日~16年3月31日)

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅田一豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委 員	五 代 利矢子	評論家

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名:13年4月13日

(注) 各委員の本務は、任命時のものである。

編集・発行 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室 〒100-8941 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号 電話 03-3581-3251 (代表)